

大淀町立学校適正化基本計画策定業務 仕様書

1. 委託業務名

大淀町立学校適正化基本計画策定業務

2. 業務目的

人口減少と少子高齢化が全国的に進行するなか、大淀町においても子どもの数は減少し続け、学校教育の目的や目標を実現していくことが難しくなりつつあることが想定されます。

このような状況を見据えて、将来を担う子どもたちにとって望ましい教育環境を整え、充実した学校生活の実現に向けて検討を進め、令和7年3月に「大淀町立学校適正化に係る基本方針」を策定しました。今後は、令和7年度と8年度の2年間で、基本方針を踏まえながら、本町の実情に沿った具体的な検討を行う予定であり、令和7年度中に「大淀町立学校適正化に係る基本計画（中間まとめ）」を作成することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 業務概要

業務を行う者（以下「受託者」という。）は、業務目的に沿って次の業務を行う。なお、記載している事項は学校適正化に向けた検討に必要と思われる最低限の事柄を示したものであり、詳細についてはプロポーザルの実施により決定した受託者の企画提案等を調整したうえで確定するものとし、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

(1) 計画策定の目的や計画期間の概要の整理

計画策定の目的や計画期間等について整理するとともに、町の人口動向や児童生徒数、学級数の動向など基礎情報の整理・分析を行う。

(2) 児童生徒数及び学級数の将来見通し

令和7年度調査結果を基本としながら、各学校、各学年における、短期（概ね10年後）及び、中長期（概ね20年後）における児童生徒数推計を踏まえ、将来における各学校、各学年における学級数の推計を行う。

(3) 学校適正化に向けた各種条件の整理と評価

学校適正化に向けた複数案を立案するうえで、学校規模や学校施設の管理コスト、通学距離を整理したうえで評価を行う。

(4) 学校適正化において留意する事項

①通学距離・通学時間に配慮した通学手段の確保

複数の学校適正化後の学校配置を基に、通学距離や通学時間の整理を行い、スクールバスを含めた安全な通学手段の確保に向けた検討を行う。

②児童生徒への配慮

児童生徒へ過度な負担が生じないように、環境変化への対応等、児童生徒に対する配慮事項を整理する。

③地域との連携

地域における学校の役割などを整理し、継続的な連携について検討を行う。

(5) 学校適正化に向けた会議の運営支援（3回程度予定）

庁内会議体を発足させる場合、会議体の運営に係る支援を行う。

(6) 説明会の実施支援（4回程度予定）

中間報告のため、3小学校の保護者や地域住民に対して説明会を行う。

(7) 中間報告書の作成

「大淀町立学校適正化基本計画」を令和9年3月末に策定する予定で、その中間的なまとめとして令和8年3月を目途に学校適正化に向けた様々な可能性を検討した複数の計画を立案し中間報告書としてまとめる。

5. 業務計画書

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し大淀町に提出しなければならない。業務計画書に基づき、業務項目の詳細内容及び業務スケジュールについて協議を行う。

6. 業務実施報告

本業務完了時に次の成果品を大淀町へ提出すること。

- ・ 報告書 3部
- ・ 電子データ 1部

データ形式は、Microsoft Office で閲覧可能なものとする。なお、編集可能な形式のデータを納入することとし、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

7. 貸与資料

受託者は、業務を行うにあたり、大淀町と協議のうえ必要な資料を請求すると共に、貸与した資料について十分確認し、手戻りの無いようにすること。

8. その他

- (1) 本業務の遂行に必要な打合せは、社会情勢に鑑みオンライン及び対面を併用すること。
- (2) 本業務による生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、大淀町へ帰属するものとする。
- (3) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、大淀町は責任を負わない。
- (4) 本業務により生じるすべての成果物を大淀町の許可なく公表及び貸与してはならない。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、大淀町の指示に従うこと。また、業務の実施につき疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。